

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

○保安林の指定施業要件を変更する予定である件	二五
○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件	二六
○道路の区域を変更する件二件	二七
○道路の供用を開始する件二件	二七
公 告	
○肥料の登録の有効期間を更新した件	二九
○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件	二九
○随意契約の相手方を決定した件	二九
福 島 県 議 会	
○福島県議会情報公開条例により公文書の開示の実施状況を公表する件	二九
○福島県議会の保有する個人情報保護に関する条例により条例の施行状況を公表する件	三〇
福 島 県 選 挙 管 理 委 員 会	
○個人演説会等を開催することができる施設として指定した旨報告があった件	三〇

## 告 示

**福島県告示第四百五十一号**  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。  
 令和七年六月二十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
 いわき市好間工業団地一の二  
 保安林として指定された目的  
 公衆の保健
- 2 変更後の指定施業要件
- 3 立木の伐採の方法
  - (一) 主伐は、択伐による。
  - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。
- 二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
 いわき市四倉町上仁井田字東山一の  
 保安林として指定された目的  
 潮害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
  - (1) 主伐は、択伐による。
  - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。
- 三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
 いわき市四倉町上仁井田字東山二三四の八から二三四の一まで、一三四の一四、一三四の一五
- 2 保安林として指定された目的  
 潮害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
  - (1) 主伐は、択伐による。
  - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。
- 四 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
 いわき市四倉町下仁井田字須賀向三〇の四、三〇の一〇から三〇の一三まで、三

〇の二九から三〇の四〇まで、三〇の四四から三〇の五一まで、三〇の五七から三〇の六三まで

2 保安林として指定された目的  
潮害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第四百五十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を白河市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和七年六月二十日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

永野政助 山口盈夫 沼田米吉 藤田廣 鈴木健 鈴木昭 鈴木誠 鈴木茂 鈴木

サツ 鈴木ミノ 鈴木安行 鈴木安行 鈴木郁郎 鈴木堅固 鈴木松吉 鈴木省吾

鈴木政助 鈴木政男 鈴木正三 鈴木正三 鈴木誠吉 鈴木卓也 鈴木敏光 鈴木茂

美 鈴木雄彦 鈴木頼一郎 鈴木里路 鈴木亮一 鈴木益男

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件(令和七年福島県告示第三百六十四号)によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第四百五十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和七年六月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月二十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
一般国道 三九九号	双葉郡川内村大字下川 内字宮ノ下五九番三地 先から 同 郡同 村大字下川 内字宮ノ下二一三〇番地 先まで	変更前 A 六・一 三〇・一 B 一一・八 三〇・〇	変更後 A 六・一 三〇・一 B 八・九 三〇・〇	一、三七八・一 一、三三四・七

(道路計画課)

福島県告示第四百五十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和七年六月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月二十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道小野 富岡線	双葉郡川内村大字下川 内字宮ノ下二一三〇番地 先から 同 郡同 村大字下川	変更前 A 六・一 三〇・一 B 一一・八 三〇・〇	変更後 A 六・一 三〇・一 B 一一・八 三〇・〇	一、三七八・一 一、三三四・七

内字宮ノ下五九番三地 先まで		変更後	A 六・一 三〇・一	一、三七八・一
		B 八・九 三〇・〇	一、三三四・七	

(道路計画課)

福島県告示第四百五十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和七年六月二十日から一週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月二十日

福島県知事 内堀 雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道二九九号	双葉郡川内村大字下川内字宮ノ下 五九番三地先から 同 郡同 村大字下川内字宮ノ下 二五番一地先まで	令和七年六月二〇日

(道路計画課)

福島県告示第四百五十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和七年六月二十日から一週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月二十日

福島県知事 内堀 雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道小野富岡線	双葉郡川内村大字下川内字宮ノ下 四九番地先から 同 郡同 村大字下川内字宮ノ下 五九番三地先まで	令和七年六月二〇日

(道路計画課)

公 告

公告第三百三十五号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。

令和七年六月二十日

福島県知事 内堀 雅雄

登録番号 (福島県)	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成分量 (%)			その他の 規格	氏名又 は名称	住所	更新し た登録 の有効 期限
			窒素 全量	りん 酸全 量	加里 全量				
775	混合有 機質肥 料	混合有 機質肥 料デコ ム	3.0	3.0	—	含有を 許され る有害 成分の 最大量 及びそ の他の 制限事 項は、 公定規 格のと おり。	ホキ ユニー キ有 限会 社	茨城 県土 浦市 中都 町一 丁目 5508 番地	令和10 年7月 2日
849	混合有 機質肥 料	混合有 機質肥 料27 31	2.7	3.0	1.0	含有を 許され る有害 成分の 最大量 及びそ の他の 制限事 項は、 公定規	片倉コー プアグ ラ株式 会社	東京 都千 代田 区九 段北 一丁 目8 番10 号	令和10 年7月 19日

公告第三百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。  
令和七年六月二十日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称  
赤羽新屋敷土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 佐川 修一

同 佐川 正治

同 江尻 茂雄

同 江尻 一男

同 高木 尚広

同 藤田 茂

同 郷 忠

同 三瓶 喜男

同 坂本 立平

同 吉田 一

同 高木 正仁

同 郷 仁

同 吉田 義雄

就任した役員

役別 氏名

理事 坂本 立平

同 江尻 茂雄

同 江尻 一男

同 高木 尚広

同 佐川 洋之

同 水野谷 一美

同 佐川 浩三

同 郷 隆

同 郷 清隆

同 野内 正光

森のと おり。

(農業総合センター)

同	監事
同	水野谷 正王
同	郷 仁
同	野内 誠
同	同
同	同
同	同
同	町大字赤羽字森屋段一七番地の二
同	町大字新屋敷字塩塚四一番地
同	町大字新屋敷字鷹ノ巣五七番地の二
同	町大字新屋敷字中山一番地

(農村計画課)

同	住所
同	石川郡石川町大字新屋敷字新覚一番地
同	同 郡同 町大字赤羽字新宿四八番地
同	同 郡同 町大字赤羽字森屋段一四番地の二
同	同 郡同 町大字赤羽字新宿二九番地
同	同 郡同 町大字赤羽字新宿七一番地
同	同 郡同 町大字赤羽字新宿七一番地
同	同 郡同 町大字赤羽字新宿二九番地
同	同 郡同 町大字赤羽字森屋段一四番地の二
同	同 郡同 町大字赤羽字森屋段一七番地の二
同	同 郡同 町大字赤羽字石船三番地の二
同	同 郡同 町大字新屋敷字高屋敷三九番地の二
同	同 郡同 町大字新屋敷字中山一番地

公告第137号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるシステム改修業務委託（河川・交付）について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和7年6月20日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
システム改修業務委託（河川・交付） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県土木部土木総室土木総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和7年5月20日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
富士通 J a p a n 株式会社 神奈川県川崎市幸区大宮町1番地5
- 5 随意契約に係る契約金額  
39,897,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由  
特例政令第11条第1項第2号該当

（土木総務課）

福島県議会

公告第一号

福島県議会情報公開条例（平成十三年福島県条例第三十六号。以下「条例」という。）第三十三条の規定により令和六年度における公文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

令和七年六月二十日

福島県議会議長 西山 尚 利

- 1 公文書の開示請求の件数  
4件
- 2 公文書の開示の決定等の状況  
(1) 決定等の状況

(単位 件)

区	分		件	数
	開	示		
全	部	開	示	3
	部	開	示	0
示	小	計	示	3
不	開	示	示	1
うち	公文書の存在			1
請	求の取下げ			0
知				0
合			計	4

注 「請求」とは、条例第6条の規定による公文書の開示の請求をいう。  
(2) 不開示理由の内訳

(単位 件)

条例第8条に規定する不開示情報の区分	一部開示	不開示	合計

第1号 (法令秘情報)	0	0	0
第2号 (個人情報)	0	0	0
第3号 (事業情報)	0	0	0
第4号 (犯罪捜査等情報)	0	0	0
第5号 (審議、検討等情報)	0	0	0
第6号 (事業執行過程情報)	0	0	0
第7号 (議会の会派又は議員の活動に関する情報)	0	0	0
合 計	0	0	0

注 事案により複数の不開示理由に該当するものがあるため、合計数は一部開示及び不開示(公文書の不存在を除く。)の決定件数の合計と一致しない場合がある。

3 審査請求に対する裁決等の状況  
行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づき審査請求に対する裁決等の状況は、次のとおりである。

審 査 請 求	裁 決	決				取下げ	審理中	
		棄却	認容	一部認容	小計			
前年度からの繰越件数	当該年度中にあった新規件数	却下	棄却	認容	一部認容	小計	取下げ	審理中
0	0	0	0	0	0	0	0	0

(単位 件)

公告第二号

福島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例(令和四年福島県条例第八十四号。以下「条例」という。)第五十九条の規定により令和六年度における条例の施行状況を次のとおり公表する。

令和七年六月二十日

- 保有個人情報に係る開示請求
  - 開示請求の件数  
0件
  - 保有個人情報の開示決定等の状況  
ア 決定等の状況

(単位 件)

区 分	件 数	
開 全	部 開 示	0
開 一	部 開 示	0
開 小	計	0
不 開 示	計	0
うち 個人 情報 の 不 存 在		0
請 求 の 取 下 げ		0
却 下		0
合 計		0

注 「請求」とは、条例第18条の規定による保有個人情報の開示の請求をいう。

イ 不開示理由の内訳

(単位 件)

条例第20条に規定する不開示情報の区分	一部開示	不開示	合計
第1号 (請求者の生命等侵害情報)	0	0	0
第2号 (第三者の権利侵害情報)	0	0	0
第3号 (事業情報)	0	0	0
第4号 (犯罪捜査等情報)	0	0	0

第5号 (審議、検討等情報)	0	0	0
第6号 (事業執行過程情報)	0	0	0
合 計	0	0	0

注 事案により複数の不開示理由に該当するものがあるため、合計数は一部開示及び不開示(公文書の不存在を除く。)の決定件数の合計と一致しない場合がある。

2 保有個人情報に係る訂正請求

(1) 訂正請求の件数  
0件

(2) 保有個人情報の訂正決定等の状況

(単位 件)

訂正決定	一部訂正決定	訂正不可	請求下げ	却下	合計
0	0	0	0	0	0

注 「請求」とは、条例第31条の規定による保有個人情報の訂正の請求をいう。

3 保有個人情報に係る利用停止請求

(1) 利用停止請求の件数  
0件

(2) 保有個人情報の利用停止決定等の状況

(単位 件)

利用停止決定	一部利用停止決定	利用停止不可	請求下げ	却下	合計
0	0	0	0	0	0

注 「請求」とは、条例第38条の規定による保有個人情報の利用停止の請求をいう。

4 審査請求に対する裁決等の状況  
行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づき審査請求に対する裁決等の状況は、次のとおりである。

(単位 件)

審 査 請 求 裁 決	
-------------	--

前年度からの繰越件数	当該年度中にあつた新規件数	却下	棄却	認容	一部認容	小計	取下げ	審理中
0	0	0	0	0	0	0	0	0

(総務課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第三十二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第一項第三号に規定する施設として次の施設を指定した旨、鏡石町選挙管理委員会から報告があつた。

令和七年六月二十日

福島県選挙管理委員会

委員長 成田良洋

指定年月日	指定施設の所在地	指定施設の名称	指定施設の管理者	聴衆席の面積	聴衆席収容見込人員数
令和七年六月一日	岩瀬郡鏡石町東町二八六番地	鏡石町健康福祉センター	鏡石町長	四九二・四八平方メートル	四〇〇人